

税務大学校との 共同研究の概要

国税庁

令和3年6月30日

共同研究開始までの流れ（令和3年度）

● 共同研究に関する今後のスケジュール予定

- 令和3年秋頃開催予定の「国税庁保有行政記録情報を用いた税務大学校との共同研究に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、公募の要件、利用手続等を規定するガイドライン等を採択し、国税庁ホームページへ掲載します（第1回の公募は、令和3年11月頃を予定）。
- 共同研究を希望される方は、応募書類等を提出していただき、その後、有識者会議の審査、国税庁の審査及び所定の利用手続等を経て、共同研究の開始となります。
- なお、個票データを利用する場合は、共同研究の開始に当たり、税務大学校の任期付き職員（国家公務員）に任用され、国家公務員法等の守秘義務が課されることになります。
- 共同研究の開始は、令和4年4月を予定しており、研究期間は原則2年間となります。
- 詳細は、令和3年秋頃、国税庁ホームページに掲載予定のガイドライン等をご覧ください。

